

りました。婦人には男子の競争を許さない婦人獨特の貴い使命があるのに、それを忘れて女性特有の生理上の作用や母性を人間生活に於ける障碍と考へてゐました。その矛盾に逸早く氣付いた私は、滔々として婦女界を流れてゐる潮流に反對して、母性尊重・家庭擁護の聲をあげました。それが、私が婦人論に口を付けた最初でありました。併し理想は何であれ、又希望はどうであれ事實、職業をとつて経済的の仕事に従事しなければならぬ状態に在る婦人が澤山あることを私は承知してゐます。とは云へ、若し家庭の意義を明確に自覺してゐるならば、職業に就くことは控へて、たとへ乏しくとも夫の収入又は家産をもつて一家を支へて行く工夫を凝らさうとする婦人も、世間には少なくないと思ひます。(山田わか、昭和婦人讀本)

◎男女の差異 男女同權の反對論者は、第一に婦人の頭腦は男子より小さく、其他の諸性質に於ても彼女は男子に劣つて居る、それは彼女の永遠の劣等を證示するものだ、と云つて、之を主要な論據として利用する。男女が性を異にする二人の人間であること、其の各々がそれ〴〵性的目的に適應すべき特殊の身體組織を有すること、さうして各々の性が自然目的の達成に當るべき任務に基いて彼等の生理的並に精神的性情の内に許多の差異を生じてゐることは確實である。なるほど此等は何人も争ひ得ない事實である。併し此等の事實は男女の社會的並に政治的同權に關し

て何等差別の根據とはならないのである。人類社會は兩性から成つて居る。兩者は人類社會の成立と發展とにとつて缺くべからざるものである。最大の天才的人物も矢張り母から生れたのである。彼は其の具有する最上の資質を屢々彼女に負うてゐる。然らば人は如何なる權利によつて婦人に男子と同權を與へることを拒むのであるか！(加藤一夫譯、ペーベル婦人論)

アウグスト・ペーベルは獨逸人で、リープクネヒトと共に獨逸社會民主黨を組織し、鐵血宰相ビスマルクの社會主義暴壓令のもとに惡戰苦闘した人である。彼の婦人論は煽動的の書ではなく純粹に婦人に同情を寄せたものである。さうして用意周到なる學術的著述である。一度發行を停止されたが、一八九〇年に社會主義鎮壓令の廢止と共に解禁となつた。而して今や改訂五十版を發行し、各國語に翻譯されて居る。

◎問題

- 一、婦人の自由と平等は何處に求むべきか。
- 二、男女兩性の特徴と本分についてお述べなさい。
- 三、女子の社會的活動の可否を問ふ。
- 四、女子の高等教育はどんな意味に於てなすべきか。

五、最近婦人運動の傾向についてお話しなさい。

第十八課 婦人問題(二)

- 一、婦人問題の一般的性質——自由平等の要求
- 二、歴史的回顧

婦人問題(二)

三、婦人問題の諸相

- (イ)結婚問題
- (ロ)家庭生活の問題
- (ハ)教育問題
- (ニ)經濟生活の問題
 - (a)職業問題
 - (b)經濟的獨立問題
- (ホ)參政權問題

◎虐げられた女性

從來婦人は從順とか貞淑とか云つて、服從道德を強ひられて居る。それは女子の美德であつて、之に反對すべき謂はないが、「三從」と稱して、未だ嫁せざる間は父母に從ひ既に嫁しては夫に從ひ、夫死すれば子に從ふと云ふに至つては、殆ど獨立の人格を認めてゐないやうである。又諺に「女は三界に家なし」と云ふのも、頗る婦人を侮辱した言である。三界とは佛教で慾界・色界・無色界を云ふので、つまり「此の世」と云ふ意である。繪本太功記十段目に「女わ

らべの知る事ならず」と云ひ、論語に「女子と小人とは養ひ難し」とあるのも、少々ひど過ぎる言葉である。總じて過去に於て女の爲に都合のよい法律・道德・風俗・習慣は一つも無いと言つて可なりである。大抵は皆男子に便利なやうに出來て居る。さればまづ、い物を食つて、主婦だか女中だか分らない資格で、二六時中營々として立ち働き、朝に夕に主人からお小言を頂戴しながら、飽くまで隱忍しなければならぬ身の上である。而も婦人の品行は八釜しく云ふに拘らず、男は藝妓買をしたり妾などを置いても世人は之を怪まない。女子は兩夫に見えぬと云ふが、男子は「女房と疊は新らしいのがよい」と云つて、幾人でも平氣で取換へる者が少くない。要するに、從來の婦人は大いに虐げられて居る。尤も昔から「嬖天下」とか「亭主を尻に敷く」とか「牝鶏晨をつくる」とか云つて、女權の發達した家もあるが、それは例外と見るべきである。近時、盛に女權擴張を叫び、婦人の解放を高唱するは、まことに同情に堪へない所である。唯よく我が國情と女性の本分とを辨へて、其の進むべき道を誤らないやうにしなければならぬ。

◎歐米婦人の地位 歐米に於ては婦人の地位が我國に比して遙に進んで居ることは言ふまでもない。殊に歐洲大戰以來、一層その地位が躍進した。大戰當時、男子は戰場に赴いたから、婦人が遺つて男子の代りに諸方面の仕事をなして其の能力を發揮したことが、大に婦人の地位の認めら

れた原因である。英國に於ては、男子は戦場に出征し、國內では婦人が家政や育児に執掌すると共に、行政事務や、通信・交通・産業その他の方面の職に就き、顯著なる成績をあげた。殊に製造工場に於ける婦人の働きは、寧ろ男子を凌ぐ程であつた。斯く男子同様の能力ある以上は、又同様の権力を與へて宜しいとなつて、多年婦人が極力運動した參政権を千九百十八年に與ふることになつた。それが爲め同年十二月の總選舉から婦人の選舉權が行使せられ、翌年十一月のプリマス市で行はれた補缺選舉にはアスター子爵夫人が代議士の候補に立ち、首尾よく當選した。それから千九百二十年には性の差別撤廢案が上下兩院を通過して以來、男女同權の事實が各方面に現はれ、婦人で判事に採用さるゝもあれば、辯護士も亦大に増加して來た。各大學でも男女共學で、同一の待遇をなし、實力ある婦人には博士の學位も與へられる。

米國では千九百二十年に二十六州の議會が婦人參政權を可決した。それで婦人有權者二千萬人を數ふるに至り、婦人代議士も數名選出されてゐる。又知事になつてゐる婦人もある。今日女子教育の最も進歩してゐるのは米國であつて、例へば大學・専門學校を通じて男學生二十二萬四千人に對し、女學生十五萬二千人である。又女醫及び婦人齒科醫は九千人、辯護士千七百人、牧師千八百人であると云ふ。獨逸に於ても婦人は參政權を有し、婦人代議士も數名出て居る。現今文

明國に於て各人の生命財産の安全を圖るべき法律は、男女の區別をしない。男女同等に保護されてゐる。それと共に歐米婦人の地位が大體男子と同一視されてゐる。(増田義一、婦人と修養)

◎英米婦人と選舉權 英米婦人が參政權を有して居ることは前述の通りであるが、尙ほ代議士の選舉に於ても、大統領の選舉に於ても、婦人の選舉權が偉大な力を有つてゐて、殆ど勝敗の鍵を握つて居る有様である。

英國では婦人參政權運動が歐洲大戰の爲に一時中止されて、婦人は神妙に軍需品の製造や傷病兵の看護や其の他の仕事に異常の努力をなした。其の結果、一九一八年婦人參政權を得るに至つたが、最初は男子の資格が二十一歳以上であるのに婦人は三十歳以上とせられ、又男子は一定の住所を持つて居ればよいのに婦人は一ヶ年の賃賃價格五ポンド以上の土地・建物又は住所を占有するものと規定された。その爲に第二の婦人運動が起つて、種々の曲折を経て、一九二七年、臨時開議の承諾を経て、保守黨のポールドウインは、議會に於て、婦人參政權の擴張案を提出すべきことを聲明するに至つた。かくして婦人の選舉資格が男子と同様になるのも近いことゝなつた。現在英國に於ける有權者は男子一千二百萬、婦人九百萬であるが、婦人の資格が男子同様になれば一千四百萬となつて、男子よりも二百萬多くなるさうである。是れまでさへも婦人の勢力は

悔り難く、一九二三年の總選舉に於て、保守黨のポールドウインは國內の産業を保護し、失業者を救済する意味で關稅の引上を其の政策としたのであるが、婦人有權者は其の爲に物價が高くなると云ふ理由で、反對黨に投票したので、ポールドウイン内閣は一朝にして倒れ、労働黨のマグドナルドが内閣を組織したと云ふやうな事象がある。選舉權擴張の曉に、英國は婦人の天下となることは明らかである。

米國では、婦人の勢力のすばらしいこと驚くの外はない。今次(一九二八年)の大統領選舉に際しても、婦人有權者が政戰勝敗の鍵を握つて居るので、敵味方とも婦人の御機嫌取りに一生懸命であつた。ところで、民主黨の候補者スミス氏は禁酒法を緩和しようと言言したので、婦人の反對を多くした。言ふまでもなく、亭主に酒を飲まれては女房が困るからである。斯んな譯合で、此の原稿を書く頃は、共和黨の候補者フーズア氏の必勝が豫期されてゐた。米國は女尊男卑であるだけに、英國よりも一層女の天下である。

◎**解釋** 「産業革命」とは、機械の發明によつて、十八世紀の歐洲に於ける手工業が變じて機械工業となり、家庭労働が變じて工場労働となつたのを云ふ。一七六六年ハーグレーヴスが英國で紡績機械を發明したのや、一七六三年ゼームス・ワットが蒸氣機關を發明して、それが動力とし

て機械機械・汽車・汽船等に用ひられたのを始めとし、幾多の産業用の機械の發明は、産業に一大革命を與へたのである。

「エレン・ケイ」については、第五課及び第八課に述べて置いたから、参照せられたし。

◎**問題**

- 一、婦人問題の根柢をなすものは、どんな思想ですか。
- 二、婦人が家庭の業務から解放されることの可否についてお述べなさい。
- 三、我が國に於ける女子の職業は、どんな有様ですか。
- 四、婦人參政權に對する考をお述べなさい。

第十九課 國際的精神

- 國際的精神——自國の獨立と權利を維持すると共に他國の獨立と權利を尊重し相共に和親協同すること
- 國際的精神
- 一、國際的精神——自國の獨立と權利を維持すると共に他國の獨立と權利を尊重し相共に和親協同すること
 - 二、國際間の親善には相互の理解が必要
 - 三、國民的相互理解の根柢は人類愛にある

四、人道的國家主義に立脚せよ

五、各國固有の文化と人類文化との關係

◎**四海同胞** 知らない犬が出會ふと屹度喧嘩するやうに、異民族が相接すれば必ず相争ふものと昔から定まつて居る。支那では詩經に「戎狄是レ膺チ荆舒是レ懲ラス」と云つてあるが、何千年の歴史は殆ど異民族の間の鬭争と言つて可なりである。今日でも尙南方と北方とは融和せず、始終ゴタ／＼が續いて居る。日本でも其の昔、熊襲や三韓と鬭つたし、源平以後、國內で武人の間に争が絶えなかつた。されば日本歴史も亦大半鬭争の歴史である。而して異つた民族を卑しんだことは支那と同様で、維新の際には尊王攘夷と云ひ、其の以前にも暹羅・呂宋その他南洋諸島並に其等の地を経て來航するポルトガル人スペイン人を南蠻と稱した。昭和の今日でも、教育のある立派な紳士だが、西洋人を毛唐と云ひ支那人をチャンコロと云つて居るのは、昔からの弊習がぬけないのではあるまいか。

いづれにせよ、文化の進歩した今日に在りては、外國人だからと云つて卑しんではならぬ。勿論、自ら卑しんで外人に屈服する必要は更にないが、自己の人格を重んじ我が國家を思ふと同じく、彼の人格を重んじ彼の國家を念ふべきである。而して四海同胞といふ考を以て人類愛を何れの民族に向つても寄せなければならぬ。但し教育勅語に「博愛衆ニ及ホシ」と宣ふ通り、先づ近きものを愛して、それから段々に遠きものに及ぼすべきは言ふまでもない。斯くして自己の立場と愛を及ぼす順序とを考へて、世界の慶福及び文化の爲めに出來得る限り貢献せんことを努めるのは、我等の一大責務と云はねばならぬ。我等は國際的精神を十分に了解して、戊申詔書に「朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ悼シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス」と仰せられ、又今上陛下が朝見式の際に賜はつた勅語に「汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所」と仰せられた聖旨に奉答するやうにしなければならぬ。

◎**ロータリー俱樂部** 近頃ロータリー俱樂部(Rotary club)といふ實業家及び専門家の國際的協會が組織されて、次第に盛んになりつゝある。其の目的は國際間の親善に努めるのであつて、自分よりも他人の爲にすることを主義として居る。つまり、人道の爲に盡す團結であつて、官臭を帯びないところに、各國民相互の理解が却つてよく行はれるやうである。現に四十四ヶ國が加入し、俱樂部の數三千、會員十四萬人を算して居る。東京にも七年前より同俱樂部が設けられ、昭和三年九月、帝國ホテルで其の世界大會が開かれた。

◎**ナイチンゲール** 人道の權化したるフロレンス・ナイチンゲールは一八二〇年伊太利のフロレ

ンスで呱呱の聲をあげた。彼女の父は英國人の子であつたが、母はフロレンスの慈善家で代議士であつた人の娘である。ナイチンゲールは若い頃から社會奉仕を自分の天職と思つて、病者の慰問や看護に盡した。彼女の家族はロンドンに移住したが、彼女は遊樂を好まずして、何時も病院や孤兒院を訪ね、又貧民病者などを勞はり慰めた。病人に同情するに隨ひ、彼女は看護法研究の必要を感じ、獨逸・佛蘭西・伊太利と觀光する序を以て、治療術及び看護法を到る處で修業した。それから彼女はロンドンの病める婦人牧師の爲の病院經營の任に當り、數年間の努力によつて、漸く其の基礎を鞏固ならしめた。

一八五四年クリミア戦争が起つた。此の戦争は英國が土耳其に味方して、露西亞と戦つたのである。ところが糧食に窮して兵馬共に飢饉に苦しんだ上に、嚴冬で雪が三尺も積り、兵士の凍死するもの數知れぬ程であつた。加ふるに、春になつてからコレラ病が発生して、多くの死者を出すに至つた。此の時に當つて最も緊要なのは病傷兵の看護であつたので、當時の陸相シドニー・ハーバートは書をナイチンゲールに寄せて、病院の整理及び看護の大任を引受けて貰ひたいと懇請した。其の時、丁度彼女自身も人類愛に燃えて座視するに忍びなかつた際であるから、直ちに身を挺し、三十四人の看護婦を引連れて戦地へと出立した。それから不眠不休で活動し、病傷兵

から眞に慈母の如くに慕はれた。彼女の心からなる看護と慰問に、熱い涙を流して泣かない者はなかつた。かくて露軍が敗けて戦争が終結するまで一年半の間に、多大の貴い仕事をして一八五六年八月英國に歸つた。ヴィクトリヤ女皇は彼女に名譽の勳章を與へ、土帝サルタンは腕環を贈り、英國政府は聖トマス病院を設立すべく二十五萬弗を贈つた。彼女は歸國してから數種の看護や衛生に關する書を著した。そして一九一〇年九十歳の高齡で他界した。英國王エドワード陛下は彼女の勳功を偉として一九〇七年にオーダー・オブ・メリットといふ大勳功章を授けられた。

◎解釋 「忍びざるの心」は、孟子の公孫丑に「人皆人ニ忍ビザルノ心アリ」とあるより出づ。忍は殘刻の意味で、「忍びざるの心」は不仁に安んずること能はざる義である。

「赤十字社」は主として病傷兵の救護に従事する慈善社で、敵味方の別なく看護治療し、病院及び其の役員は局外中立の權利を有して居る。赤十字條約は一八六四年瑞西國ジュネーブに於て締結せられ、我が國も明治十九年これに加入した。

◎問題

- 一、國際的精神とはどんな意味ですか。
- 二、國際協調の行はれて居る實例をお挙げなさい。

- 三、國際間の理解を助成するには、どうすれば宜しいか。
- 四、人類愛の意義を説明なさい。
- 五、人道的國家主義とはどんなものですか。

第二十課 國際聯盟

- 一、國際聯盟の成立
- 二、國際聯盟の目的
 - (イ) 國家間の平和の實現
 - (ロ) 國際協力の促進
- 三、國際聯盟の基礎は國際道徳に在る

◎權謀術數と外交 これは昭和三年十月「時事新報」に掲載された前外相幣原喜重郎男の講演の節である。

これを歴史に徴するに従來外交が權謀術數に依つて動かされた實例は、殆ど枚擧に遑がない。然も其の終局の結末は如何であつたか。一時は正に國家の利益に貢献したこともあるであらう、又國民の喝采を博した事もあつたであらう、併し乍ら、果してこれが國家百年の大計であつたか、

米國の有名なる格言の中に、「單に一時的であれば凡ての世人を欺くことも出来るであらう。又世人の一部分に對してだけならば或は永久に欺くことも出来るであらう。併し乍ら永久に亘つて凡人を欺く事は爲し得らるものでない」と、いふ言葉がある。まことに國家の生命は永遠であるべきである故に、一時の功を納め得たる權謀術數も、いつかは其の國家の爲めに重大なる災を招くことになると思つなければならぬ。佛敎に説くところの「因果應報」の理は國際間に於ても嚴かに行はれるものである。

支那も、この種の外交事例を残して居る。明治二十八年の馬關條約に依つて支那は遼東半島を日本に割讓した。然るに其の際支那は一方に馬關條約に調印し乍ら、他の一方に於ては列國に懇請し、遂に三國干渉事件が勃發した。これが爲め日本は、一旦條約に依つて堂々と獲得せる遼東半島を支那に返さなければならぬ事となつた。申すまでもなく、三國干渉は外交上の陰謀である。國際間に於ける一大罪惡である。之が中心となつて畫策せるものは露・獨兩國であつて、是を誘發し、それを利用したのは清國政府であつた。然らば斯かる行動を執つた是等の諸國に對して、果して如何なる運命に廻り來つたであらうか。

先づ第一に、因果應報の苦しみを受けたのは支那自身であつた。即ち一八九六年五月には、支

那は露國との間に、日本を敵とする同盟條約を締結した。其の條文は久しく秘密に附せられて居つたが、遂に一九二二年の華盛頓會議々場に於て端なくも暴露せられたのである。此條約に依つて支那は實に、黒龍、吉林の兩省を通過して浦潮斯德に向ふ處の鐵道即ち東支鐵道の本線なるもの、敷設權を露國に與へたのである。次に支那は一八九八年三月六日に、膠州灣の租借權を獨逸に許し、同月二十七日には更に旅順、大連の租借權、並にハルビンから旅順に到る鐵道即ち東支鐵道の南部支線なるもの、敷設權を露國に與へた。支那が膠州灣の租借權を獨逸に與へたのは獨逸宣教師二名の山東省に於ける殺害事件に對する謝罪又は損害賠償の意味であるが如く説く人があるがこれは誤解である。膠州は租借條約の前書に書いてある通り支那は從來の獨逸より受けた友情に酬ゆるが爲め此租借權を許すものであるとある。而して宣教師の殺害事件に對しては、別に解決済みであると明記してある。

然らば支那が從來獨逸より受けた友情と云ふのはそも／＼何を指すか。是れ云ふ迄もなく、三國干涉に依る獨逸の援助を意味するものと解するの他はないのである。斯くの如く支那は曾て味方であつた露・獨兩國政府より悉く裏切られ、三國干涉に依つて得たる利益を奪はれたのみならず、次ぎに滿洲及び山東省の全部をも擧げて露・獨兩國政府の侵略政策に放任するの已むを得ざるに至つたのである。

されど應報の理は、支那の上のみには止まらなかつた。露・獨兩國は又如何なる運命に迎へられたかを見やう、第一に日本は三國干涉の苦き經驗に堪へて臥薪嘗膽徐に國力の充實に全力を擧げ、爾來十年を待たずして露國を南滿洲より掃蕩し、二十年を待たずして獨逸を山東省より驅逐し遂に今日の國際的地位を作るに至つたのである。日本國民が日清戰爭に於て百戰百勝の後、その三國干涉の煮湯を吞ませられるやうな事がなかつたならば、斯かる地位は果して收められたであらうか。人間萬事塞翁の馬の如しと云ふが、國際關係に於ても、果報の車は常に廻つて居る。權謀術數は畢竟國家百年の大計ではない。

彼の世界戰爭の慘膽たる教訓は今や國際聯盟の實現を促した。そこに設けられた聯盟總會と云ひ、聯盟委員會と云ひ、國際司法裁判所と云ひ、又國際聯盟外に於ては中央裁判所あり、國際紛争審議委員會あり、何れも世界の公論を以て列國の關係を律せんとする機關が、二重にも三重にも設置せられる事になつたのである。多くの微菌は強き日光に堪へざると同様に、國際的犯罪も世界の公論が光りを増すに従つて影を沒せざるを得ないのである。

一九〇七年の海牙に於ける平和會議に於て、軍備縮小問題が議題となつたとき、或大國を代表

せる軍人は、忽ちサーベルを擱みしめて起立し、「若我國の自ら必要と認むる處の軍備に對し此會議に於て一つの指でも觸れんとするものがあれば自分は即刻退場する」と叫んだが爲め、此問題に對する議事は遂に立消えになつた事がある。然るに今日に於ては何れの政府と雖も又如何なる國民と雖も、少くとも主義の問題として軍備の縮少又は制限に反抗し得るものはないであらう。これに反抗しないのは例へば輿論を憚る一片の偽善に過ぎざるものとしても、其輿論を憚らなければならぬと云ふ事實は即ち政治の進歩を證明するものではないか。正に國際間の徳義の標準が漸次高まりつゝある事を示すものと云はねばならない。

◎國際聯盟規約 其の主要なるものを左に抜抄する。

第二條 (聯盟の機關)

本規約ニ依ル聯盟ノ行動ハ聯盟總會及聯盟理事會並附屬ノ常設聯盟事務局ニ依リテ之ヲ爲スヘキモノトス

第七條 (聯盟本部、職員、及代表の特權)

- 一、聯盟本部所在地ハ「ジュネーヴ」トス
- 二、聯盟理事會ハ何時タリトモ其ノ議決ニ依リ他ノ地ヲ聯盟本部所在地ト爲スコトヲ得

- 三、聯盟ニ關シ又ハ之ニ附帶スル一切ノ地位ハ聯盟事務局ノ地位ト共ニ男女均シク之ニ就クコトヲ得

- 四、聯盟國代表者及聯盟職員ハ聯盟ノ事務ニ従事スル間外交官ノ特權及免除ヲ享有ス
- 五、聯盟、聯盟職員又ハ聯盟會議參列代表者ノ使用スル建物其ノ他ノ財産ハ之ヲ不可侵トス

第八條 (軍備縮少)

- 一、聯盟國ハ平和維持ノ爲ニハ其ノ軍備ヲ國ノ安全及國際義務ヲ協同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮少スルノ必要アルコトヲ承認ス
- 二、聯盟理事會ハ各國政府ノ審議及決定ニ資スル爲各國ノ地理的地位及諸般ノ事情ヲ參酌シテ軍備縮少ニ關スル案ヲ作成スヘシ
- 三、該案ハ少クトモ十年毎ニ再審議ニ付セラルヘク且更正セラルヘキモノトス
- 四、各國政府前記ノ案ヲ採用シタルトキハ聯盟理事會ノ同意アルニ非サレハ該案所定ノ軍備ノ限度ヲ超ユル事ヲ得ス
- 五、聯盟國ハ民業ニ依ル兵器彈藥及軍用器材ノ製造力重大ナル非議ヲ免レサルモノナルヲ認ム仍テ聯盟理事會ハ該製造ニ伴フ弊害ヲ防遏シ得ヘキ方法ヲ具申スヘシ尤モ聯盟國中其ノ安全ニ

必要ナル兵器彈藥及軍用器材ヲ製造シ得サルモノノ需要ニ關シテハ相當斟酌スヘキモノトス
六、聯盟國ハ其ノ軍備ノ規模、陸海及空軍ノ企畫並軍事上ノ目的ニ供用シ得ヘキ工業ノ狀況ニ關シ充分ニシテ隔意ナキ報道ヲ交換スヘキコトヲ約ス

第十二條 (紛争の際の義務)

一、聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後三月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス
二、本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁裁判官ノ判決又ハ司法裁判ノ判決ハ相當期間内ニ、聯盟理事會ノ報告ハ紛争事件付託後六月以内ニ之ヲ爲スヘシ

第十三條 (仲裁並に司法解決)

一、聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付シ得ト認ムル紛争ヲ生シ其ノ紛争カ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事件全部ヲ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付スヘキコトヲ約ス

二、條約ノ解釋、國際法上ノ問題、國際義務ノ違反トナルヘキ事實ノ存否並該違反ニ對スル賠償

ノ範圍及性質ニ關スル紛争ハ一般ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付シ得ル事項ニ屬スルモノナルコトヲ聲明ス

三、審理ノ爲紛争事件ヲ付託スヘキ裁判所ハ第十四條ノ規定ニ依リ設立セラレタル常設國際司法裁判所又ハ當事國ノ合意ヲ以テ定メ若ハ當事國間ニ現存スル條約ノ規定ノ定ムル裁判所タルヘシ

四、聯盟國ハ一切ノ判決ヲ誠實ニ履行スヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

第十四條 (常設國際司法裁判所)

聯盟理事會ハ常設國際司法裁判所設置案ヲ作成シ之ヲ聯盟國ノ採擇ニ付スヘシ該裁判所ハ國際的性質ヲ有スル一切ノ紛争ニシテ其ノ當事國ノ付託ニ係ルモノヲ裁判スルノ權限ヲ有ス尙該裁判所ハ聯盟理事會又ハ聯盟總會ノ諮問スル一切ノ紛争又ハ問題ニ關シ意見ヲ提出スルコトヲ得

第十六條 (制裁)

一、第十二條第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ

聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハス他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス

二、聯盟理事會ハ前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護ノ爲使用スヘキ兵力ニ對スル聯盟各國ノ陸海又ハ空軍ノ分擔程度ヲ關係各國政府ニ提案スルノ義務アルモノトス

三、聯盟國ハ本條ニ依リ金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最少限度ニ止ムル爲相互ニ支持スヘキコト、聯盟ノ一國ニ對スル違約國ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル爲相互ニ支持スヘキト並聯盟ノ約束擁護ノ爲協力スル聯盟國軍隊ノ版圖内通過ニ付必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

四、聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟國ニ付テハ聯盟理事會ニ代表セラルル他ノ一切ノ聯盟代表者ノ聯盟理事會ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ聲明スルコトヲ得

第二十三條 (人道社會經濟問題)

聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラルヘキ國際條約ノ規定ニ遵由シ

(イ) 自國內ニ於テ及其ノ通商產業關係ノ及フ一切ノ國ニ於テ男女及兒童ノ爲ニ公平ニシテ人道的ナル勞動條件ヲ確保スルニ力メ且之カ爲必要ナル國際機關ヲ設立維持スヘシ

(ロ) 自國ノ監理ニ屬スル地域内ノ土着住民ニ對シ公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス

(ハ) 婦人及兒童ノ賣買並阿片其ノ他ノ有害藥物ノ取引ニ關スル取極ノ實行ニ付一般監視ヲ聯盟ニ委託ス

(ニ) 武器及彈藥ノ取引ヲ共通ノ利益上取締ルノ必要アル諸國トノ間ニ於ケル該取引ノ一般監視ヲ聯盟ニ委託ス

(ホ) 交通及通過ノ自由並一切ノ聯盟國ノ通商ニ對スル衡平ナル待遇ヲ確保スル爲方法ヲ講スヘシ右ニ關シテハ千九百十四年乃至千九百十八年ノ戰役中荒廢ニ歸シタル地方ノ特殊ノ事情ヲ考慮スヘシ

(ヘ) 疾病ノ豫防及撲滅ノ爲國際利害關係事項ニ付措置ヲ執ルニカムヘシ

第二十五條 (赤十字との協力)

聯盟國ハ全世界ニ亘リ健康ノ増進疾病ノ豫防及苦痛ノ輕減ヲ目的トスル公認ノ國民赤十字篤志機關ノ設立及協力ヲ獎勵促進スルコトヲ約ス

◎**國際聯盟と米國** 人道の鼓吹者として世界稀に見るの偉人である米國第二十八代の大統領ウィルソン(一八五六年—一九二三年)がヴェルサイユ平和會議の大立物であり、國際聯盟の提唱者であることは、何人も知る所である。然るに米國上院は講和條約を否決し、随つて又國際聯盟に加入しないのは、誠に不思議の現象であるが、其の真相は次の通りである。第一に、反對黨の共和黨がウィルソンの進歩的態度を好まなかつた。第二に、從來ウィルソンの遣り方は理想的であつたのに、講和條約を見ると、ウィルソンは英のロイド・ジョージや佛のクレマンソーに譲歩して酷く獨逸を苦めるやうな事になつてゐた爲に、米國の進歩した思想の人々が反對したのである。尤も對獨講和條約は、五大國中の三國が批准すれば有效であつたのだらう、條約の締結には差支なかつたが、言ひ出した米國が國際聯盟に加入しなかつたのは、主として前陳の理由によるのである。

◎**問題**

- 一、國際聯盟の成立をお述べなさい。
- 二、國際聯盟の目的は、どんなことをするのでですか。
- 三、國際協力の意義を例を擧げて説明なさい。
- 四、國際聯盟の精神が實現されるには、どんなことが基本となるのでせうか。

昭和三年十二月五日印刷
昭和三年十二月十日發行

女子新修身備考

著者 服部 宇之吉

發行者 東京市神田區今川小路二丁目十一番地
金港堂書籍株式會社

代表者 原安三郎

印刷所 東京市芝區新門前町十番地
池端印刷所

著作權所有
(非賣品)

